

富里市危険空家除却工事費補助金交付要綱

(令和 8 年 3 月 31 日 告示第 69 号)

改正 令和 8 年 6 月 15 日 告示第 107 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空家（以下「危険空家」という。）の除却工事に要する費用の一部を予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、富里市補助金等交付規則（平成 19 年規則第 10 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 市内に所在する一戸建て住宅又は床面積の過半が住宅として使用されていた併用住宅（長屋及び共同住宅を除き、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満の店舗等併用住宅を含む。）で、居住その他の使用がおおむね 1 年以上されていないものをいう。
- (2) 所有者 空家の所有権を有する者をいう。
- (3) 敷地 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 1 号に規定する敷地をいう。
- (4) 施工業者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 に掲げる土木事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた者（建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）附則第 3 条第 2 項の規定により許可を受けたものとみなされる者であって、引き続き解体工事業に該当する営業を営むものを含む。）又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 21 条第 1 項の規定による登録を受けた者をいう。

(補助対象空家)

第 3 条 補助金の交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）として市長が認めるものであること。ただし、同法第 22 条第 3 項の規定に

よる命令を受けた特定空家等を除く。

- (2) 個人が所有するものであること。
- (3) 公共事業等による補償の対象となっていないこと。
- (4) 補助対象空家が共有名義の場合は、当該補助対象空家を除却することに関し、全ての所有者の同意を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、補助対象空家とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空家の所有者。ただし、複数の所有者がいる場合にあっては、全ての所有者から当該空家の除却について同意を得た者に限る。
 - (2) 補助対象空家の所有者の法定相続人。ただし、複数の所有者がいる場合にあっては、全ての法定相続人から当該空家の除却について同意を得た者に限る。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。
- (1) 本市から賦課されている市税（国民健康保険税を含む。）を滞納している者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(暴力団密接関係者)

第5条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、前条第2項第2号又は第3号に該当する者とする。

(補助対象工事)

第6条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象空家の除却であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付決定後に請負契約を締結した工事であること。
- (2) 施工業者が行う工事であること。
- (3) 補助対象空家の敷地内の建築物又はこれに附属する工作物の一部のみを除却するものでないこと。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に5分の4を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。）とし、50万円を上限とする。

(空家調査申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（次項において「空家調査申請者」という。）は、富里市危険空家除却工事費補助金空家調査申請書（別記第1号様式）に除却をしようとする空家に係る次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該空家が既に特定空家等の認定を受けている場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象空家の位置を表示した地図
- (2) 所有者を確認することができる書類
- (3) 法定相続人等が申請する場合にあっては、建物の所有者と法定相続人等の相続関係が分かる書類
- (4) 補助対象空家の現況の写真

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、当該空家が第3条第1項第1号に該当するか否かを調査し、富里市危険空家除却工事費補助金空家調査結果報告書（別記第2号様式）により、その調査結果を空家調査申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 前条第2項の規定による特定空家等に該当する旨の通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、工事契約及び工事着手をする

前に、富里市危険空家除却工事費補助金交付申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、前条第1項に規定する空家調査申請に当たり、既に提出している書類があるときは、これを省略することができる。

- (1) 補助対象空家の位置を表示した地図
 - (2) 所有者を確認することができる書類
 - (3) 法定相続人等が申請する場合にあっては、建物の所有者と法定相続人等の相続関係が分かる書類
 - (4) 補助対象空家の現況の写真
 - (5) 補助対象工事の見積書の写し
 - (6) 補助対象事業を行う事業者の建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた写し
 - (7) 除却工事の工事計画書
 - (8) 第4条第1項第1号ただし書又は同項第2号ただし書に該当する場合にあっては、同意書（別記第4号様式）
 - (9) 誓約書兼同意書（別記第5号様式）
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第10条 市長は、前条に規定する申請書を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富里市危険空家除却工事費補助金交付・不交付決定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（変更承認申請）

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知を受けた後、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに富里市危険空家除却工事費補助金変更承認申請書（別記第7号様式）に市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

（変更決定）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、除却工事の変更等を承認すべきと認めたときは、富里市危険空家除却工事費補助金変更承認通知書（別記第8号様式）により、交付決定者に通

知するものとする。

（事業の取下げ）

第13条 交付決定者は、補助対象事業の取下げをしようとするときは、富里市危険空家除却工事費補助金取下届（別記第9号様式）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第14条 交付決定者は、除却工事完了後1か月以内又は第10条の交付決定があった日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに富里市危険空家除却工事費補助金実績報告書（別記第10号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の請負契約書の写し
- (2) 補助対象工事に係る請求書及び領収書の写し
- (3) 補助対象工事の施工前、施工中及び施工後の写真
- (4) 除却工事に伴い発生した廃棄物の処理に関する処分報告書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第15条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、当該実績報告書に示された実績が補助交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付額を確定し、富里市危険空家除却工事費補助金確定通知書（別記第11号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 前条の規定により通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、富里市危険空家除却工事費補助金交付請求書（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の取消し）

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 自らの責めに帰すべき事情により除却工事を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により交付の取消しを行った場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年6月15日告示第107号）

この告示は、公示の日から施行する。